

第 43 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

平成 28 年 1 月 13 日（水）13:30～15:00

2. 開催場所

ユニックスビル 8階 第 2 会議室

3. 出席者

【評議員】 五十畑評議員、太田評議員、吉川評議員、
白石評議員、中尾評議員、藤原評議員（議長）、
渡邊武評議員、渡邊泰夫評議員（五十音順）

4. 議題

- (1) 平成 28 年度都道府県単位保険料率について
- (2) 平成 28 年度福島支部事業計画（案）について
- (3) 運営委員会の報告について

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より、本評議会には評議員 9 名中 8 名が出席しており、全国健康保険協会評議会規定第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員・加入者代表に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 平成 28 年度都道府県単位保険料率について

- 評 議 員 協会けんぽが発足してから、被保険者一人あたりの保険料負担はどれくらい増加したのか。
- 事 務 局 全国平均保険料率は、発足時が 8.2%、現在は 10%である。協会けんぽ加入者の平均標準報酬月額が 28 万円と仮定すると、保険料は事業主・被保険者負担合わせて月額で一人当たり約 5 千円増加している。
- 評 議 員 年間で計算すると保険料率引き上げによる負担額は約 6 万円にも達する。加入者の負担は限界であり、全国平均保険料率は 10%以上にならないようにしなければならない。また、加入者の負担を少しでも減らすため、保険料率を引き下げるべきときは引き下げる、引き上げる必要がある時は引き上げる、というように、状況に応じた対応が必要と思われる。
- 議 長 協会けんぽの法定準備金残高が法定準備金の額を大きく上回ることで、国庫補助の減額などの問題は生じないか。
- 評 議 員 国庫補助額が減額されるのであれば、法定準備金を超過する準備金については、保険料率引き下げのために使用するべきではないか。
- 事 務 局 28 年度以降の国庫補助額は、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、さらに準備金が積み上がるときは、さらに積み上がる金額の 16.4%相当を減額されることとなっている。ただし、減額金額の算定においては、全国平均保険料率 10.0%が計算の基礎となるため、保険料率を引き下げたとしても減額される国庫補助額は変わらない。
将来の財源を確保し、可能な限り長期にわたって平均保険料率 10%を超えないようにするため、28 年度の全国平均保険料率については 10%を維持するという一方で、ご理解いただきたい。
- 事 務 局 健康保険法により、都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合は、支部長は評議会の意見を聞いた上で理事長に対し意見の具申を行うことになっている。

28 年度福島支部保険料率については、9.90%で了承と報告する。
併せて、平成 29 年度保険料率は準備金残高や均衡保険料率によっ
ては引き下げを検討すべき、という意見を提出することとしてよろ
しいか。
(了承)

(2) 平成 28 年度福島支部事業計画（案）について

評 議 員 28 年度の保健事業の目標が掲載されているが、27 年度と比べてか
なり高い目標となっている。27 年度の健診の実績と、それを踏ま
えてどのように 28 年度の事業に活かしていくのか、次回以降の評
議会でのよいので報告してほしい。

事 務 局 5 月に予定している次回の評議会において、平成 27 年度の事業結
果の概要と具体的な平成 28 年度の取組みについて報告する。

評 議 員 保健事業の「健康事業所宣言」事業について、積極的な活動をして
いる事業所に対する表彰制度の創設や、取組み事例を広報紙へ掲載
するなど、単なる宣言で終わらせないよう全県的な取組みが必要で
はないか。

事 務 局 27 年 7 月に発足した日本健康会議において、協会けんぽなど保険
者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を 1 万社以上とする
ことを目標にするなど、全国的にも健康経営を推進していく動きが
ある。福島支部としても、「健康事業所宣言」事業がより認知され
て職場における健康づくりが推進されるよう、28 年度は県など関
係機関と連携しながら取組みを強化していく予定である。

評 議 員 「健康事業所宣言」事業について、宣言を行った事業所は具体的に
どういった健康づくりの取組みを行うことになるのか。

事 務 局 健診を受けていただくこと、対象者がいれば保健指導を受けていた
だくこと、健診結果に異常があれば精密検査や治療を受けていた
だくこと、この 3 つに加えて、運動の推奨や禁煙といった、健康づく
りの取組みを 1 つ行っている。

- 評 議 員 事業主が目標を持って健康づくりに取組むことで、従業員やその家族に健康づくりの大切さを啓発することが大切である。保健指導に該当する前に健康教育の取組みができるとういと思われる。
- 事 務 局 積極的な取組みを行っている事業所は広報紙などで紹介している。また、宣言していただいた事業所には極力保健師が訪問して、会社の実態に合った健康づくりプランを提案するなどのサポートを行っている。
- 評 議 員 保健指導を事業所が拒否するケースがあると聞いている。健診と保健指導はセットであり、該当者は必ず保健指導を利用しなければならないと始めから伝える姿勢が重要である。また、保健指導を利用することを約束した者には、協会の補助を増やすなどの対策も効果的と思う。
- 事 務 局 ご意見を参考にしながら今後の保健事業に活かしていきたい。
- 議 長 事業計画の中で協会けんぽは更なる「保険者機能の強化」を行うことを掲げている。医療財政の健全化はもちろん重要であるが、地域に必要な医療体制を提供する視点も保険者として重要だと思う。
- 事 務 局 福島県の各地域で地域医療構想の調整会議が行われており、その中でも加入者・事業主を代表する立場で、他の保険者と連携しながら意見発信していく。

(3) 運営委員会の報告について

- 評 議 員 マイナンバーについては29年1月から社会保障の分野で導入されるとのことだが、協会けんぽの給付金を請求する場合、マイナンバーの記入は求められるのか。
- 事 務 局 保険給付や任意継続にかかる届出様式にマイナンバーの記載欄を設ける時期は29年1月以降を予定している。ただし、現時点においては、まだ詳細については決まっていない。

・傍聴者 なし

・次回評議会 5月開催予定

以上